

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する ガイドラインの改定等に係る検討会 ワーキンググループ (第2回)

日 時:令和2年1月15日(水) 13:00~14:30

場 所:総務省 5階選挙部会議室

議 事:

1. 第1回ワーキンググループを踏まえた議論
2. 日本電子計算株式会社ヒアリング

【議事概要】

1. 第1回ワーキンググループを踏まえた議論

- 情報の機密性が高いものに限るとはいえ、物理破壊することが現実的に可能か疑問がある。
それ以外の方法は考えられないか。
- 国内のガイドライン等ではまだ位置づけられていないが、暗号化消去という手法があり、こうした手法が destroy 相当と位置づけられれば、ひとつの解決が図られるのではないか。
- 情報機密性の分類によって対象の有無を検討する考えは理解するものの、分類の基準について、住民から理解を得るのは難しいのではないか。また、庁外に運び出す際、暗号化消去やデータ消去ソフトで消去した上で持ち出すのであれば、物理破壊は不要ではないか。
- この場合の対応は、ハードディスクが紛失したときのリスク緩和措置として事前に消す作業を行うという整理ではないか。
- データ消去にあたっては、復元不可能な状態にすることを徹底することが重要。

2. 日本電子計算株式会社ヒアリング

- 仮想のイメージバックアップを取るのは最終手段的な方法であり、重要なシステムについては、データベースのバックアップを別に行う必要があるのではないか。
- 特に小規模な自治体はITに深く精通した職員が少ないため、クラウドベンダから自治体の担当者に対し、リスクに関する詳細な説明が必要ではないか。重要なシステムは、コストをかけて遠隔バックアップなどの対策が必要であるといった説明を契約時に自治体にすべきではないか。
- クラウドサービスの場合、障害の程度によっては1週間、1ヶ月止まることがあり得るため、必要に応じて冗長化を検討する必要があるのではないか。
- クラウドサービスの品質が自治体に伝わっていなかったことは問題ではないか。